令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和２年６月１７日
公 正 取 引 委 員 会

はじめに

公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

特に令和元年度においては，大規模な価格カルテル事案や入札談合等関与行為事案について積極的に審査を行って法的措置を採るとともに，デジタル・プラットフォーマー等のＩＴ・デジタル関連分野（注１）の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行い，確約手続を制度運用開始後初めて適用するなど，社会的ニーズに的確に対応した事件に取り組んだ。

令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況は，次のとおりである。

（注１）　ＩＴ・デジタル関連分野の取組状況については後記第３及び別添１を参照。

第１　審査事件の概況

１　法的措置等の状況

(1)　排除措置命令等の状況

令和元年度においては，独占禁止法違反行為について，延べ４０名の事業者に対して，１１件の排除措置命令を行った。排除措置命令１１件の内訳は，価格カルテル６件，入札談合３件，不公正な取引方法２件となっている。価格カルテル・入札談合９件の市場規模は，総額６３００億円超である。

また，令和元年度においては，独占禁止法違反被疑行為について，２名の事業者に対して，２件の確約計画の認定を行った（注２）。内訳は，拘束条件付取引１件，私的独占及び競争者に対する取引妨害１件となっている。

（注２）　確約手続は環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第１０８号）により導入された，独占禁止法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続である（平成３０年１２月３０日施行）。

第１から第４までに関する問い合わせ　公正取引委員会事務総局審査局管理企画課
電話　０３－３５８１－３３８１（直通）
第５及び第６に関する問い合わせ　公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当）
電話　０３－３５８１－５４７８（直通）
ホームページ　https：//www.jftc.go.jp/

図１　法的措置（注１）件数等の推移

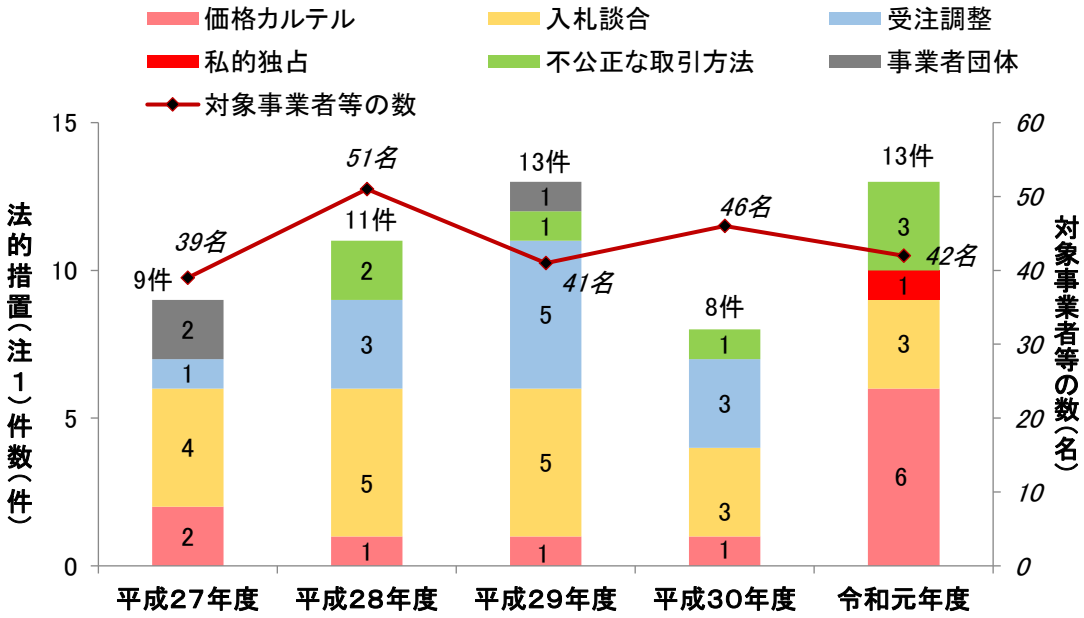

（注１）　法的措置には確約計画の認定を含む。
（注２）　私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は，私的独占に分類している。

(2)　警告等の状況

令和元年度においては，各事案の内容を踏まえて，迅速な処理を行うことにより競争秩序の早期回復を図った事案や事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案についても，事案の概要を公表することにより，独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア　違反の疑いのある行為が認められた２件について，関係事業者に対し，事前説明を行った上で警告・公表を行った（優越的地位の濫用：１件，拘束条件付取引：１件）。

イ　デジタル・プラットフォーマーによる規約変更に係る事案１件について，事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した（優越的地位の濫用：１件）。

図２　排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移

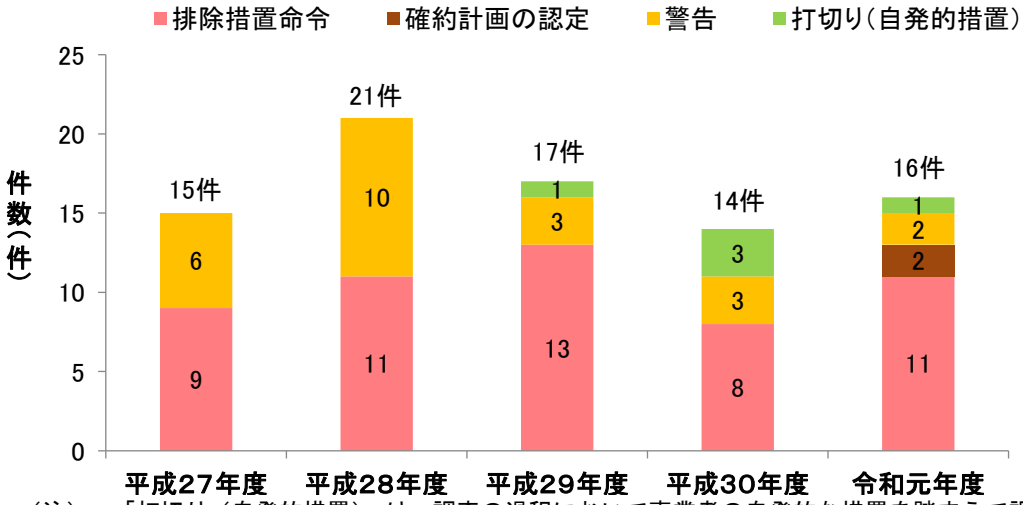

（注）　「打切り（自発的措置）」は，調査の過程において事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案である。

(3)　課徴金納付命令の状況

令和元年度においては，延べ３７名の事業者に対して，総額６９２億７５６０万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は１８億７２３１万円（注３）であった。

（注３）　一事業者当たりの課徴金額の平均については，１万円未満切捨て。

図３　課徴金額等の推移

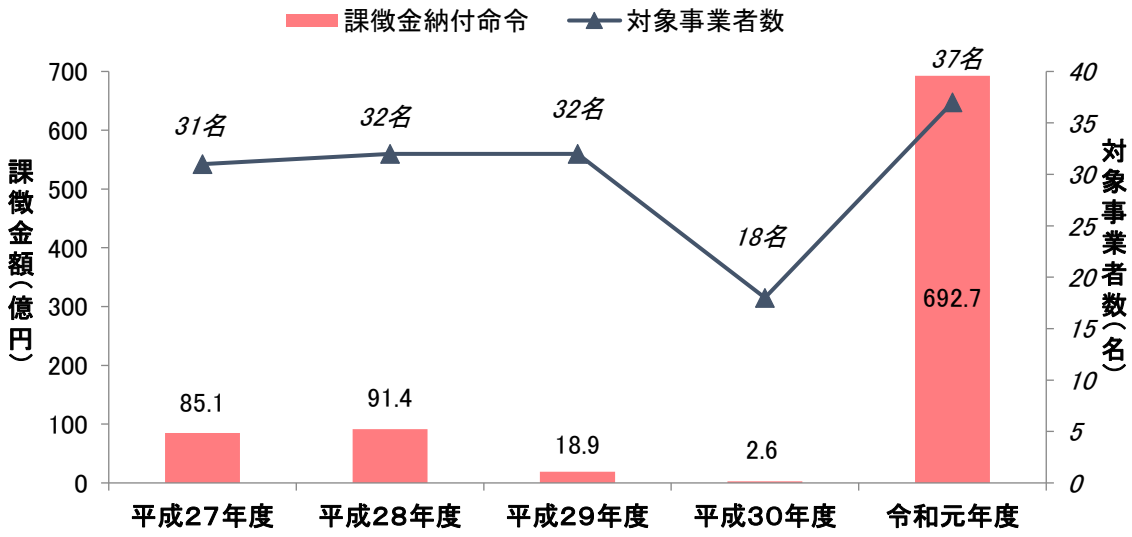

（注）　課徴金額については，千万円未満切捨て。

図４　一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移

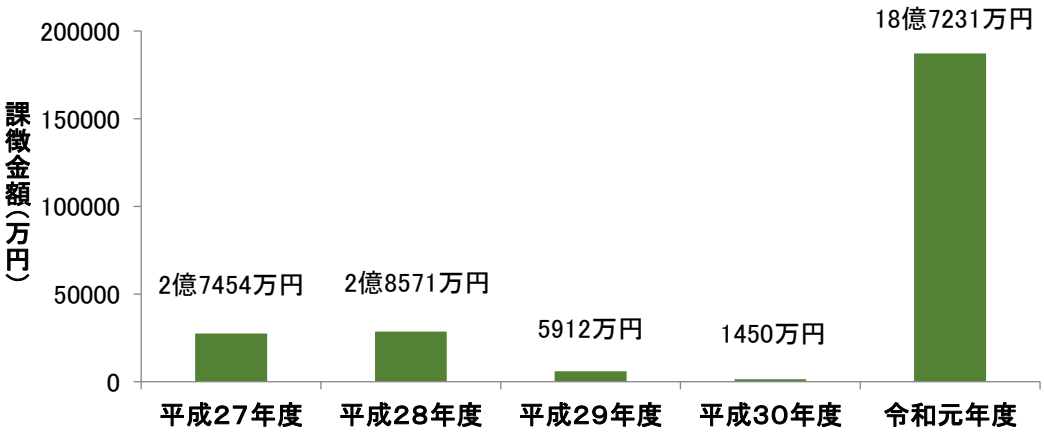

（注）　課徴金額については，１万円未満切捨て。

２　申告の状況

令和元年度において，独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について，公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は，３，１９３件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には，申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ，令和元年度においては，２，９１０件の通知を行った。

図５　申告件数の推移

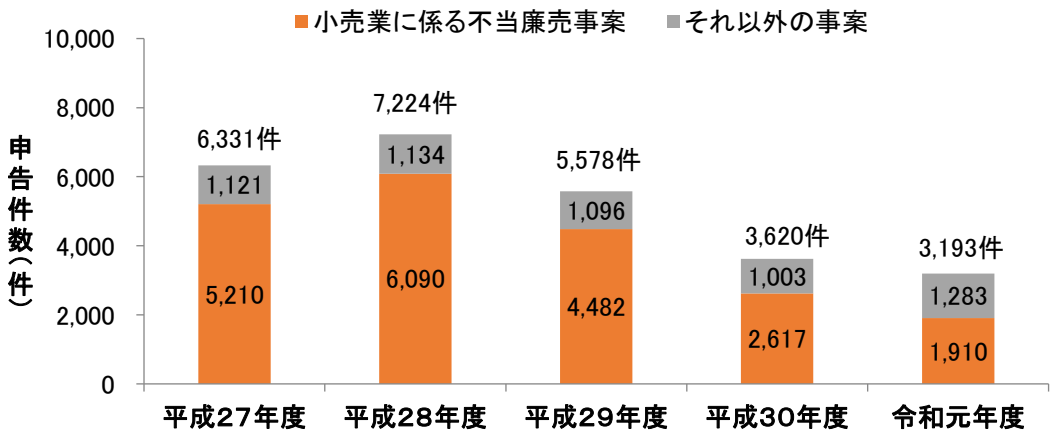

３　課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき，事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は，令和元年度において，７３件であった（平成１８年１月の制度導入時から令和元年度末までの累計は１，３１０件）。

また，令和元年度においては，価格カルテル・入札談合事件９件における延べ２６名の課徴金減免制度の適用事業者について，これらの事業者の名称，減免の状況等を公表した（注４）。

（注４）　公正取引委員会は，法運用の透明性等の観点から，課徴金減免制度が適用された事業者について，課徴金納付命令を行った際に，当委員会のウェブサイトに，当該事業者の名称，所在地，代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし，平成２８年５月３１日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については，当該事業者から公表の申出があった場合に，公表している。）。

なお，公表された事業者数には，課徴金減免申請を行った者であるものの，①独占禁止法第７条の２第１項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が１００万円未満であったため独占禁止法第７条の２第１項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち，公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト　https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html

表１　課徴金減免申請件数の推移

（単位：件）

年度	２５	２６	２７	２８	２９	３０	元	累計（注５）
申請件数	５０	６１	１０２	１２４	１０３	７２	７３	１，３１０

（注５）　課徴金減免制度が導入された平成１８年１月４日から令和２年３月末までの件数の累計。

表２　課徴金減免制度の適用状況

（単位：件，延べ事業者数）

年度	２５	２６	２７	２８	２９	３０	元	累計（注８）
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数（注６）（注７）	１２	４	７	９	１１	７	９	１４５
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数（注７）	３３	１０	１９	２８	３５	２１	２６	３７４

（注６）　本表における法的措置とは，排除措置命令及び課徴金納付命令であり，一つの事件について，排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には，法的措置件数を１件としている。

（注７）　排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの，当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

（注８）　課徴金減免制度が導入された平成１８年１月４日から令和２年３月末までの件数又は事業者数の累計。

第２　行為類型別の事件概要

１　私的独占

令和元年度においては，放射性医薬品の製造販売業者による私的独占事件（注９）について，１件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

（注９）　行為類型には不公正な取引方法を含む。

・ 日本メジフィジックス株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は，日本メジフィジックス株式会社に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知（注）を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。

（注）確約計画の認定の申請をすることができる旨を記載した書面による通知をいう。

ア　富士フイルムＲＩファーマ株式会社（以下「ＦＲＩ」という。）が，フルデオキシグルコース（以下「ＦＤＧ」という。）の製造販売業への新規参入に当たり，ＦＤＧの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて，全国一律価格ではなく，配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ，日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃，協会に対し，ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には，自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。

イ　日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃以降，ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し，特定自動投与装置において，自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず，明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。

ウ　日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃，ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するＦＤＧの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し，以後，当該方針に沿って依頼を拒否していた。

（令和２年３月１１日　確約計画の認定）

２　価格カルテル・入札談合

(1) 価格カルテル

令和元年度においては，価格カルテル事件について，６件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

ア　炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者による価格カルテル事件

炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が，仕切価について，日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。

（令和元年６月４日　排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：１３７万円）

イ　舗装用改質アスファルトの製造販売業者による価格カルテル事件

舗装用改質アスファルトの製造販売業者が，販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

（令和元年６月２０日　排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：３１億４０９８万円）

なお，本件審査の過程において，舗装用改質アスファルトの製造販売業者３社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について，製造販売業者ら５社が，一部の地区において，前記３社と話し合っていた行為が認められたことから，独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，当該５社に対し，注意を行った。

ウ　アスファルト合材の製造販売業者による価格カルテル事件

アスファルト合材の製造販売業者が，販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。
（令和元年７月３０日　排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：３９８億９８０４万円）

エ　特定アルミ缶及び特定スチール缶の製造販売業者による価格カルテル事件

特定アルミ缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。
特定スチール缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。
（令和元年９月２６日　排除措置命令（２件）及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：２５７億２３５６万円）
なお，本件審査の過程において，食缶製造販売業者３社が，食缶（食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。）の取引に関して，価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから，独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，当該３社に対し，注意を行った。

オ　カルバン錠（医薬品）の販売業者らによる価格カルテル事件

カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が，仕切価を合わせる旨を合意していた。
（令和２年３月５日　排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：２８７万円）

(2) 入札談合

令和元年度においては，地方公共団体が発注する物品等の入札における談合事件について，３件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。
このうち東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業に係る事件については，入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を東京都に行った。

ア　東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件

東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。
（令和元年７月１１日　排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：７４１８万円）

①　入札談合等関与行為防止法に基づく東京都知事に対する改善措置要求

東京都の職員が，入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について，契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから，東京都知事に対し，浄水場の排水処理施設運転管理作業について，入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

② 東京都水道局に対する申入れ

①以外にも，東京都の職員が，浄水場の排水処理施設運転管理作業について，契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者又は受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に，非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから，東京都水道局に対し，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに，見積り合わせ等の実態について点検し，必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

イ 地方公共団体が発注する特定活性炭及び特定粒状活性炭の販売業者による談合事件

東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。

近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。

（令和元年１１月２２日　排除措置命令（２件）及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：４億３４６０万円）

３ 不公正な取引方法

(1) 再販売価格の拘束

令和元年度においては，育児用品の販売業者による再販売価格の拘束事件について，２件の法的措置（排除措置命令）を採った。

ア アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品の再販事件

遅くとも平成２８年５月頃以降，次の行為を行うことにより，小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。

① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため，次の行為を行っていた。

ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。

イ 小売業者のチラシの配布に先立ち，当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。

ウ 取引先卸売業者及び小売業者から，逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。

② 前記①の行為により，逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に，提案売価で販売するよう，自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。

③ 前記②の要請にもかかわらず，逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては，出荷を停止し，又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。

（令和元年７月１日　排除措置命令）

イ コンビ株式会社が販売する「ホワイトレーベル」と称する商品の再販事件

遅くとも平成２７年１月頃以降，コンビ株式会社が販売するベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごのうち，「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより，小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

（令和元年７月２４日　排除措置命令）

(2) 拘束条件付取引

令和元年度においては，宿泊施設を掲載するウェブサイトの運営事業者による拘束条件付取引事件について，１件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

また，農業協同組合及び食肉の加工・卸売業者による拘束条件付取引事件について，独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから，警告を行った。

ア　楽天株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は，楽天株式会社に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。

○　楽天株式会社は，自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において，当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに，宿泊料金及び部屋数については，他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。

（令和元年１０月２５日　確約計画の認定）

イ　あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏による拘束条件付取引事件

あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏は，平成１７年４月頃から平成３１年１月頃までの間，部会員が生産する比内地鶏の販売に関して，次の行為により，不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。

○　部会員との間で

⑴　あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること，比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨

⑵　前記⑴に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨

等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する３者連名の契約を締結した上で

・　前記⑴の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する

・　前記⑴の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する

などにより，部会員に対し，生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに，導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。

（令和元年７月３日　警告）

(3) 優越的地位の濫用

令和元年度においては，建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い，独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから，警告を行った。

このほか，令和元年度においては，優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして２９件の注意を行った（別添２参照）。

また，アマゾンジャパン合同会社が，商品のポイント付与の原資をAmazonマーケットプレイスの出品者に負担させることについて，所要の調査を行ったところ，同社が規約を変更し，出品者の任意としたことから，調査を継続しないこととした。

さらに，楽天株式会社が，いわゆる「共通の送料込みライン」と称する，出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて，独占禁止法第１９条の規定に違反する疑いがあり，緊急停止命令の申立てを行った。

ア　丸井産業株式会社による優越的地位の濫用事件

丸井産業株式会社は，遅くとも平成２７年５月以降平成３１年２月までの間，次の行為により，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭を提供させていた疑い。

⑴　納入業者のうち１７１社に対し，自社の社員旅行の費用の一部に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，金銭を提供させていた。

⑵　納入業者のうち１９社に対し，自社の営業担当者への報奨金等に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。

（令和元年５月１５日　警告）

イ　アマゾンジャパン合同会社のポイント導入に係る優越的地位の濫用事件

アマゾンジャパン合同会社が，Amazonマーケットプレイスの出品者との間のAmazonポイントサービス利用規約を変更し，出品される全ての商品について最低１パーセントのポイントを付与し，当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容としたことについて，独占禁止法上の懸念があったため，所要の調査を行っていたところ，アマゾンジャパン合同会社が，上記規約の変更を修正し，商品をポイントサービスの対象とするか否かについて，出品者の任意としたため，当該規約変更に係る上記調査を継続しないこととした。

（平成３１年４月１１日　公表）

ウ　楽天株式会社によるいわゆる送料無料化に係る優越的地位の濫用事件

楽天株式会社が，いわゆる「共通の送料込みライン」と称する，出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて，独占禁止法第１９条の規定に違反する疑いがあり，令和２年３月１８日から同施策が実施されることになれば，公正かつ自由な競争秩序が著しく侵害されることとなり，排除措置命令を待っていては，侵害された公正かつ自由な競争秩序が回復し難い状況に陥ることになるとして，同施策の実施を一時停止することについて，同法第７０条の４第１項の規定に基づき，楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行った。

公正取引委員会は，令和２年３月６日の楽天株式会社の公表等を受け，同月１０日，上記施策について，出店事業者が参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば，当面は，一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し，東京地方裁判所に対して行っていた緊急停止命令の申立てを取り下げた。

なお，本件違反被疑行為に対する審査については，継続することとしている。

（令和２年２月２８日，３月１０日　公表）

(4) 不当廉売

令和元年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注１０）を行い，不当廉売につながるおそれがあるとして２３５件の注意を行った（表３）。

（注１０）　原則として，申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表３　令和元年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	６３	１６２	２	８	２３５

図６　不当廉売事案の注意件数の推移

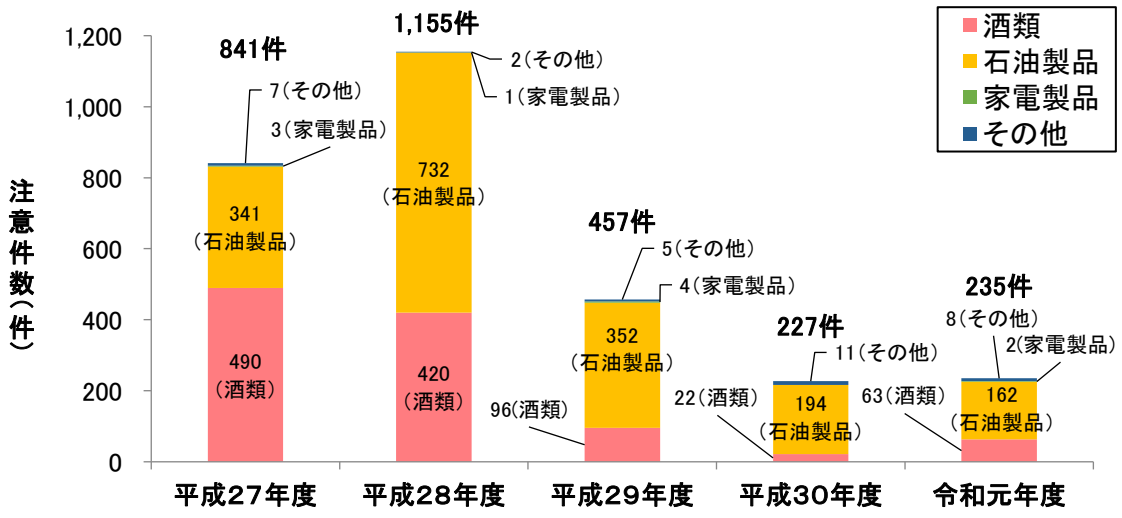

（注）　注意件数は，下から①酒類，②石油製品，③家電製品，④その他の順に記載。

(5) その他（取引妨害等）

その他の類型として，芸能事務所が，自らと競争関係にある芸能事務所に所属する芸能人の活動を妨害していた疑いがあったため，取引妨害等につながるおそれがあったとして注意を行った事例などがある。

第３　ＩＴ・デジタル関連分野における取組状況等

公正取引委員会は，ＩＴタスクフォース，農業分野タスクフォース，公益事業タスクフォース等を設置し，これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に，専門的な検討・分析，効率的な調査を実施することとしている。

令和元年度は，ＩＴタスクフォース等において処理したＩＴ・デジタル関連分野の２つの事案の処理結果を公表した（**令和元年度のＩＴ・デジタル関連分野における取組状況については，別添１を参照**）。

また，公正取引委員会は，ＩＴ・デジタル関連分野，農業分野，電力・ガス分野における，独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため，平成２８年３月以降，順次専用の情報提供窓口を設置している。

令和元年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は，ＩＴ・デジタル関連分野が１８０件，農業分野が２４件，電力・ガス分野が４５件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は，以下のとおりである。

＜電話番号＞

ＩＴ・デジタル関連分野　０３－３５８１－５４９２
農業分野　０３－３５８１－３３８７（※）
電力・ガス分野　０３－３５８１－１７６０

※　農業分野については，上記のほか，各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

＜情報提供フォーム＞

https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden

※　ＩＴ・デジタル関連分野，農業分野，電力・ガス分野とも共通のアドレス

第４　独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注１１）

令和元年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は１０件（東京地方裁判所９件，東京高等裁判所１件）（注１２）であったところ，同年度中に新たに３件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち１件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和元年度当初において東京地方裁判所に係属中であった９件のうち４件については，平成３０年度中に判決（請求棄却が３件，一部認容が１件）があり，いずれも令和元年度中に上訴期間が満了するものであったところ，当該４件のうち１件が上訴期間の経過をもって確定した。その余の３件は令和元年度中に控訴され，うち２件（注１３）は東京高等裁判所に係属中であり，うち１件は令和元年度中に同裁判所が控訴を棄却する判決をしたところ，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記９件のうち残りの５件中の４件については，令和元年度中に東京地方裁判所が請求を棄却する判決をし，当該４件のうち２件は上訴期間の経過をもって確定し，その余の２件は控訴され（うち１件は令和元年度末時点では上訴期間中であったが，令和２年度に控訴された。），東京高等裁判所に係属中である。

また，令和元年度当初において東京高等裁判所に係属中であった１件については，同裁判所が控訴を棄却する判決をし，上訴期間の経過をもって確定した。

これらの結果，令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は８件であった（別表第８表参照）。

なお，前記執行停止の申立て１件については，令和元年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし，同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，上訴期間の経過をもって確定した。

（注１１）　審判制度の廃止に伴い，平成２７年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注１２）　排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注１３）　なお，当該２件は東京地方裁判所係属中に併合されたため，東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから，以降は１件とした。

第５　審判及び審決等の概要

令和元年度中に係属していた審判事件数（注１４）は１６３件（うち８２件は課徴金納付命令に係るもの）である。令和元年度においては，１１件の審決を行った。内訳は，排除措置命令に係る審判請求棄却審決２件，排除措置命令を変更する旨の審決２件及び排除措置命令を取り消す旨の審決１件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決２件，課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決２件，課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する旨の審決１件及び課徴金納付命令を取り消す旨の審決１件である。

この結果，令和元年度末時点では１５２件の審判事件が係属中である。

（注１４）　審判事件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図７　審判係属事件数の推移

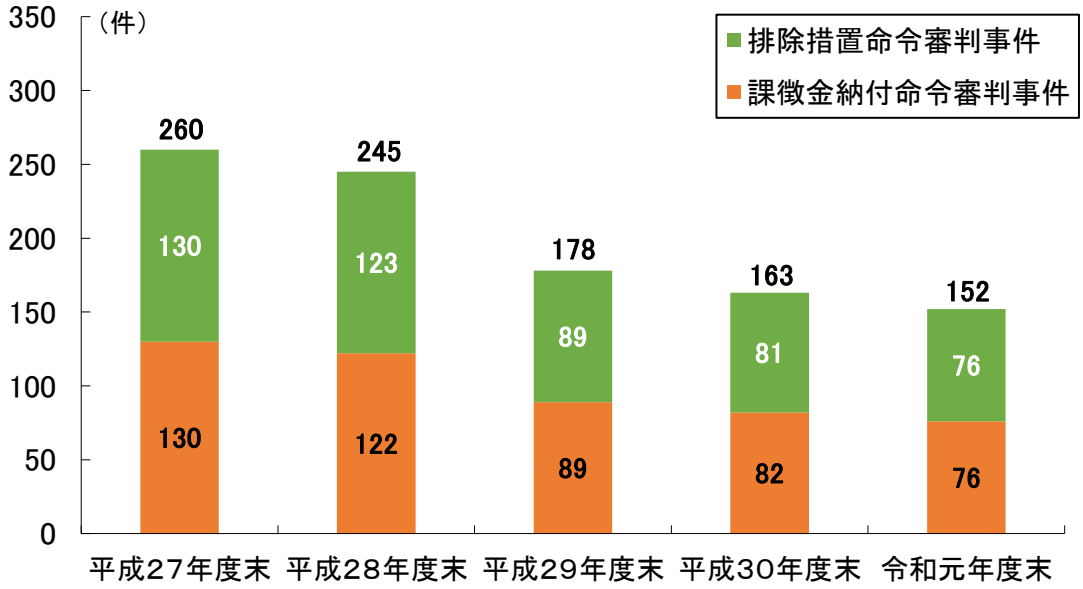

１　排除措置命令に係る審決（令和元年度）

⑴　審判請求棄却審決（２件）

・　段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの２件

⑵　排除措置命令を変更する旨の審決（２件）

・　優越的地位の濫用事件に係るもの２件

⑶　排除措置命令を取り消す旨の審決（１件）

・　段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの１件

２　課徴金納付命令に係る審決（令和元年度）

⑴　審判請求棄却審決（２件）

・　段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの２件

⑵　課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決（２件）

・　優越的地位の濫用事件に係るもの２件

⑶　課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する旨の審決（１件）

・　軸受製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの１件

⑷　課徴金納付命令を取り消す旨の審決（１件）

・　段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの１件

第６　審決取消請求訴訟

令和元年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注１５）は８件であったが，令和元年度中に新たに３件の審決取消請求訴訟が提起されたため，令和元年度に係属した審決取消請求訴訟は１１件である（別表第１２表参照）。

令和元年度においては，これらのうち，東京高等裁判所が，原告の請求を棄却する判決をしたものが１件（原告が上訴。なお，上訴した６上告人〔申立人〕中，２上告人〔申立人〕については，上訴を取り下げた。）あった。また，最高裁判所が，上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが７件　（うち１件は，上記のとおり，同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして，原告が上訴したもの）あった。

この結果，令和元年度末時点では４件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注１５）　審決取消請求訴訟の件数は，第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別　表

第１表　最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件，名又は円）

年　　度			２７	２８	２９	３０	元
審査件数	前年度からの繰越し		１１	１５	２１	２５	２３
	年度内新規着手		１２７	１３４	１２２	１１８	７６
	合　　計		１３８	１４９	１４３	１４３	９９
処理件数	法的措置	排除措置命令	９	１１	１３	８	１１
		対象事業者等数	３９	５１	４１	４６	４０
		確約計画の認定	―	―	―	０	２
		対象事業者数	―	―	―	０	２
	その他	終　了（違反認定）	０	１	１	０	０
		警　告	６	１０	３	３	２
		注　意	１０６	８４	８８	９５	５７
		打切り	２	２２	１３	１４	９
		小　計	１１４	１１７	１０５	１１２	６８
	合　計		１２３	１２８	１１８	１２０	８１
次年度への繰越し			１５	２１	２５	２３	１８
課徴金納付命令	対象事業者数		３１	３２（注２）	３２	１８	３７
	課徴金額		85 億 725 万（注１）	91 億 4301 万（注２）	18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万
告　発　件　数			１	０	１	０	０

（注１）　松尾電機株式会社による排除措置命令等取消請求事件について，平成３１年３月２８日，東京地方裁判所から，課徴金納付命令（平成２８年３月２９日，課徴金額４億２７６５万円）のうち，４億２４１４万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

（注２）　罰金調整の結果，課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第２表　令和元年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容＼処理別		法的措置		その他				合計
		排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私的独占		0	1	0	0	1	0	2
カルテル	価格カルテル（注１）	6	0	0	0	8	2	１６
	入札談合	3	0	0	0	0	0	3
	小計	9	0	0	0	8	2	１９
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	2	0	0	0	4	0	6
	その他の拘束･排他条件付取引	0	1	0	1	1	2	5
	取引妨害	0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用	0	0	0	1	２９	2	３２
	不当廉売	0	0	0	0	4	2	6
	その他	0	0	0	0	5	1	6
	小計	2	1	0	2	４７	7	５９
その他（注２）		0	0	0	0	1	0	1
合計		１１	2	0	2	５７	9	８１

（注１）　価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。また，複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注２）　「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限である。

第３表　法的措置（注１）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容＼年度		２７	２８	２９	３０	元	合計
私的独占		０	０	０	０	１	１
カルテル	価格カルテル	２	１	１	１	６	１１
	入札談合	４	５	５	３	３	２０
	受注調整	１	３	５	３	０	１２
	小計	７	９	１１	７	９	４３
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	０	１	０	０	２	３
	その他の拘束・排他条件付取引	０	１	０	０	１	２
	取引妨害	０	０	０	１	０	１
	その他	０	０	１	０	０	１
	小計	０	２	１	１	３	７
その他（注３）		２	０	１	０	０	３
合計		９	１１	１３	８	１３	５４

（注１）　確約計画の認定を含む。
（注２）　私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は，私的独占に分類している。
（注３）　「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第４表　令和元年度排除措置命令一覧

一連番号	事件番号	件　名	内　容	違反法条	命令年月日
1	元（措）1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が，仕切価について，日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	第３条後段	R元.6.4
2	元（措）2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が，販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	第３条後段	R元.6.20
3	元（措）3	アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件	遅くとも平成２８年５月頃以降，次の行為を行うことにより，小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。 ①　提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため，次の行為を行っていた。 ア　小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ　小売業者のチラシの配布に先立ち，当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。 ウ　取引先卸売業者及び小売業者から，逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。 ②　前記①の行為により，逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に，提案売価で販売するよう，自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。 ③　前記②の要請にもかかわらず，逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては，出荷を停止し，又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元.7.1
4	元（措）4	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	第３条後段	R元.7.11

一連番号	事件番号	件　名	内　容	違反法条	命令年月日
5	元（措）5	コンビ株式会社に対する件	遅くとも平成２７年１月頃以降，コンビ株式会社が販売するベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごのうち,「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより，小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元.7.24
6	元（措）6	アスファルト合材の製造販売業者に対する件	アスファルト合材の製造販売業者が，販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	第3条後段	R元.7.30
7	元（措）7	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件	特定アルミ缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元.9.26
8	元（措）8	特定スチール缶の製造販売業者に対する件	特定スチール缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元.9.26
9	元（措）9	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元.11.22
10	元（措）10	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元.11.22
11	2（措）1	カルバン錠の販売業者らに対する件	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が，仕切価を合わせる旨を合意していた。	第3条後段	R2.3.5

第５表　令和元年度確約計画の認定一覧

一連番号	事件番号	件　名	内　容	関係法条（注）	認定年月日
1	元（認）1	楽天株式会社に対する件	公正取引委員会は，楽天株式会社に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。 ○　楽天株式会社は，自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において，当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに，宿泊料金及び部屋数については，他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。	第19条（一般指定第12項）	R元.10.25
2	2（認）1	日本メジフィジックス株式会社に対する件	公正取引委員会は，日本メジフィジックス株式会社に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。 ア　富士フイルムＲＩファーマ株式会社（以下「ＦＲＩ」という。）が，フルデオキシグルコース（以下「ＦＤＧ」という。）の製造販売業への新規参入に当たり，ＦＤＧの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて，全国一律価格ではなく，配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ，日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃，協会に対し，ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には，自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。 イ　日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃以降，ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し，特定自動投与装置において，自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず，明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。 ウ　日本メジフィジックス株式会社は，平成２９年５月頃，ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するＦＤＧの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し，以後，当該方針に沿って依頼を拒否していた。	第3条前段 第19条（一般指定第14項）	R2.3.11

（注）　一般指定とは，不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）を指す。

第６表　令和元年度警告一覧

一連番号	件　名	内　容	関係法条（注）	警告年月日
1	丸井産業株式会社に対する件	次の行為により，遅くとも平成２７年５月以降平成３１年２月までの間，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭を提供させていた疑い。 ⑴　納入業者のうち１７１社に対し，自社の社員旅行の費用の一部に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，金銭を提供させていた。 ⑵　納入業者のうち１９社に対し，自社の営業担当者への報奨金等に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。	第 19 条（第 2 条第 9 項第 5 号）	R 元.5.15
2	あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対する件	平成１７年４月頃から平成３１年１月頃までの間，部会員が生産する比内地鶏の販売に関して，次の行為により，不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。 ○　部会員との間で ⑴　あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること，比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨 ⑵　前記⑴に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する３者連名の契約を締結した上で ・　前記⑴の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する ・　前記⑴の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する などにより，部会員に対し，生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに，導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。	第 19 条（一般指定第 12 項）	R 元.7.3

（注）　一般指定とは，不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）を指す。

第７表　令和元年度課徴金納付命令一覧

一連番号	件　名	内　容	対象事業者数	課徴金額（円）	命令年月日
1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件 令和元年（措）第１号	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が，仕切価について，日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	1	137 万	R 元.6.4
2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件 令和元年（措）第２号	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が,販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	2	314,098 万	R 元.6.20
3	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件 令和元年（措）第４号	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	2	7,418 万	R 元.7.11
4	アスファルト合材の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第６号	アスファルト合材の製造販売業者が,販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	8	3,989,804 万	R 元.7.30
5	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第７号	特定アルミ缶の製造販売業者が,安値により商権を奪い合わず,販売価格を維持する旨を合意していた。	2	2,039,196 万	R 元.9.26
6	特定スチール缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第８号	特定スチール缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。	2	533,160 万	R 元.9.26
7	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第９号	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	11	32,927 万	R 元.11.22
8	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第 10 号	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	8	10,533 万	R 元.11.22
9	カルバン錠の販売業者らに対する件 令和２年（措）第１号	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が,仕切価を合わせる旨を合意していた。	1	287 万	R2.3.5
合　計			37	692 億 7560 万	

第８表　係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴 訟提起日	裁判所	判決内容等
1	ルビコン株式会社ほか１名による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額　10 億 6774 万円（ルビコン㈱），36 億 4018 万円（ニチコン㈱))	28.9.23 28.9.26	東京高裁	31.3.28 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （31.4.10 ルビコン㈱控訴，31.4.12 ニチコン㈱控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ①　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ②　支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③　支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29.5.2	最高裁判所	31.3.28 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （31.4.11 控訴） R 元.11.27 東京高等裁判所にて控訴棄却判決 （R 元.12.10 上告受理申立て） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（29.7.31）（確定）
3	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(課徴金額　48 億円)	29.8.1	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
4	公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会による件	神奈川県ＬＰガス協会は，切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し，もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより，神奈川県内のＬＰガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30.6.25	東京高裁	R2.3.26 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （R2.4.9 控訴） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（30.7.11） 即時抗告の棄却決定（30.7.17）（確定）

一連番号	件　名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴 訟提起日	裁判所	判決内容等
5	株式会社髙島屋による件	近畿地区の百貨店業者は，優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。(課徴金額　5876万円)	31.3.29	東京高裁	R元.12.19 東京地方裁判所にて請求棄却判決 （R元.12.27控訴） （課徴金納付命令取消請求）
6	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について，共同して，供給予定者を決定するなどしていた。(課徴金額　1億6143万円(東日本)，3283万円（西日本))	R2.1.16	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R2.3.27） （確定）
7	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額　58億157万円)	R2.1.28	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
8	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額　28億9781万円)	R2.1.29	東京地裁	（課徴金納付命令取消請求）

第９表　令和元年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴 訟提起日	裁判所判決年月日	判決内容等
1	奥村組土木興業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	28.9.28	東京地裁 R元.5.9	請求棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定(28.12.14) （確定）
2	常盤工業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額　5544万円）	29.3.3	東京高裁 R元.5.15	控訴棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （課徴金納付命令取消請求）
3	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ①　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ②　支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③　支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29.5.2	東京高裁 R元.11.27	控訴棄却判決 （R元.12.10上告受理申立て） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（29.7.31） （確定）

一連番号	件　名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴 訟提起日	裁判所判決年月日	判決内容等
4	株式会社阪急阪神百貨店による件	近畿地区の百貨店業者は，優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。(課徴金額6758万円)	30.12.5	東京地裁 R元.12.19	請求棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （課徴金納付命令取消請求）
5	株式会社髙島屋による件	近畿地区の百貨店業者は，優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。(課徴金額5876万円)	31.3.29	東京地裁 R元.12.19	請求棄却判決 （R元.12.27控訴） （課徴金納付命令取消請求）
6	公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会による件	神奈川県ＬＰガス協会は，切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し，もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより，神奈川県内のＬＰガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30.6.25	東京地裁 R2.3.26	請求棄却判決 （R2.4.9控訴） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（30.7.11） 即時抗告の棄却決定（30.7.17）（確定）

第１０表　最近の審判事件数等推移

（単位：件）

年　　度			２７	２８	２９	３０	元
審判事件数	前年度からの繰越件数		２７５	２６０	２４５	１７８	１６３
	審判手続開始件数		１（注１）	０	０	０	０
		うち排除措置命令審判事件	１	０	０	０	０
		うち課徴金納付命令審判事件	０	０	０	０	０
	年度内審判係属事件数		２７６	２６０	２４５	１７８	１６３
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等		７	６	３３	８	５
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等		９	８	３３	７	６
	合　　計		１６	１４	６６	１５	１１
次年度への繰越し			２６０	２４５（注２）	１７８（注３）	１６３	１５２

（注１）　平成２７年度においては，審判手続を開始した事件はなく，１件の審判再開を行った（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。

（注２）　平成２８年度においては，１４件の審決を行ったほか，１件の審判請求取下げがあった（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。このため，平成２８年度における次年度への繰越件数は，２４５件となる。

（注３）　平成２９年度においては，６６件の審決を行ったほか，１件の審判請求取下げがあった（ＮＴＮ株式会社に対する件）。このため，平成２９年度における次年度への繰越件数は，１７８件となる。

第１１表　令和元年度審決一覧

一連番号	事件番号	件　名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1～6＊	25（判）30～35	王子コーンスターチ株式会社ほか2 名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊ－オイルミルズが，他の事業者と共同して，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕） なお，被審人加藤化学については，上記合意に参加したとまで認めるに足りる証拠はないと認定し，排除措置命令を取り消した。 【課徴金額に係る認定】 1 億 6445 万円（被審人 3 名合計）→1 億 2329 万円（被審人 2 名合計） 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊ－オイルミルズが違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認め，被審人加藤化学に対する課徴金納付命令を取り消した。	旧法 66 条 3 項，66 条 2 項（3 条後段，7 条の 2）	R 元.9.30 （2 名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決並びに 1 名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す審決）
7・8＊	24（判）40～41	株式会社エディオンに対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち，92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円→30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし，「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	旧法 66 条 3 項，66 条 2 項（19 条〔2 条 9 項 5 号〕，20 条の 6）	R 元.10.2 （排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）

一連番号	事件番号	件　名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
9	25 （判） 22	ＮＴＮ株式会社に対する件	【課徴金額に係る認定】 72億3107万円→70億3012万円 被審人が違反行為（不当な取引制限〔価格カルテル〕）により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認め，一部の商品については，自動車用軸受に該当しないことから課徴金算定の基礎とならないため，課徴金納付命令の一部を取り消した。 なお，審判手続終了前に，同一事件について，被審人に対し，罰金4億円に処する旨の裁判が確定したため，課徴金の額を，罰金額の2分の1に相当する2億円控除した額に変更した。	旧法66条3項，66条2項（7条の2〔3条後段〕），51条3項	R元.11.26 （課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する審決）
10・11＊	26 （判） 1～2	ダイレックス株式会社に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたこと，閉店セール協賛金を提供させたこと，及び火災関連金の提供をさせたことについて，原処分における違反行為の相手方である78社のうち，69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	旧法66条3項，66条2項（19条〔2条9項5号〕，20条の6）	R2.3.25 （排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）

（注１）　「一連番号」欄に「＊」を付したものは，被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである（令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第１２表参照）。

（注２）　平成２５年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第１２表　令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
1	株式会社飯島工事ほか１名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2163 万円（2 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.7.12	東京高裁 30.9.7	請求棄却判決 （30.9.19 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R 元.6.14	上告棄却及び上告不受理決定
2	三森建設株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1434 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.7.13	東京高裁 30.10.26	請求棄却判決 （30.11.12 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R 元.6.14	上告棄却及び上告不受理決定
3	天川工業株式会社ほか８名による件 【上告審・岩波建設株式会社ほか７名】	【違反行為に係る認定】 被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29.7.14	東京高裁 30.8.10	請求棄却判決 （29.8.23 原告天川工業株式会社を除く８名につき，上告及び上告受理申立て 原告天川工業株式会社につき，上訴期間の経過をもって確定）

一連番号	件　名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 1億5922万円（9社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告不受理決定
4	株式会社廣川工業所による件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2772万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.7.18	東京高裁 30.8.31	請求棄却判決 （30.9.11 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告不受理決定
5	植野興業株式会社ほか6名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2億2583万円（7社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.7.18	東京高裁 30.11.30	請求棄却判決 （30.12.14 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告不受理決定

一連番号	件　名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
6	友愛工業株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2631 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.11.1	東京高裁 30.11.30	請求棄却判決 （30.12.17 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R 元.6.20	上告棄却及び上告不受理決定
7	飯塚工業株式会社ほか 5 名による件 【うち，長田建設株式会社及び中楯建設株式会社は上告及び上告受理申立てを取り下げ（R 元.11.8)】	【違反行為に係る認定】 被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 1975 万円（6 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29.11.2	東京高裁 R 元.5.17	請求棄却判決 （R 元.5.30 上告及び上告受理申立て）
				最高裁 R 元.11.28	上告棄却及び上告不受理決定
8	株式会社山陽マルナカによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，受領した商品を返品し，取引の対価の額を減じ，商品を購入させていたことについて，原処分における違反行為の	31.3.22	東京高裁	係属中

一連番号	件　名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
		相手方である165社のうち,127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。			
9	株式会社ラルズによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，商品を購入させていたことについて，優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	31.4.24	東京高裁	係属中

一連番号	件　名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
10	株式会社Ｊ－オイルミルズによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕) 【課徴金額に係る認定】 5434 万円 被審人が違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認めた。	R 元.10.30	東京高裁	係属中
11	株式会社エディオンによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち，92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし，「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	R 元.11.1	東京高裁	係属中

（参考）令和２年度に提起された審決取消請求訴訟

件　名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
ダイレックス株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が,納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して,正常な商慣習に照らして不当に,納入業者に従業員等を派遣させていたこと,閉店セール協賛金を提供させたこと,及び火災関連金の提供をさせたことについて,原処分における違反行為の相手方である 78 社のうち, 69 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから,排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 11 億 9221 万円 被審人と 69 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	R2.4.2	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】

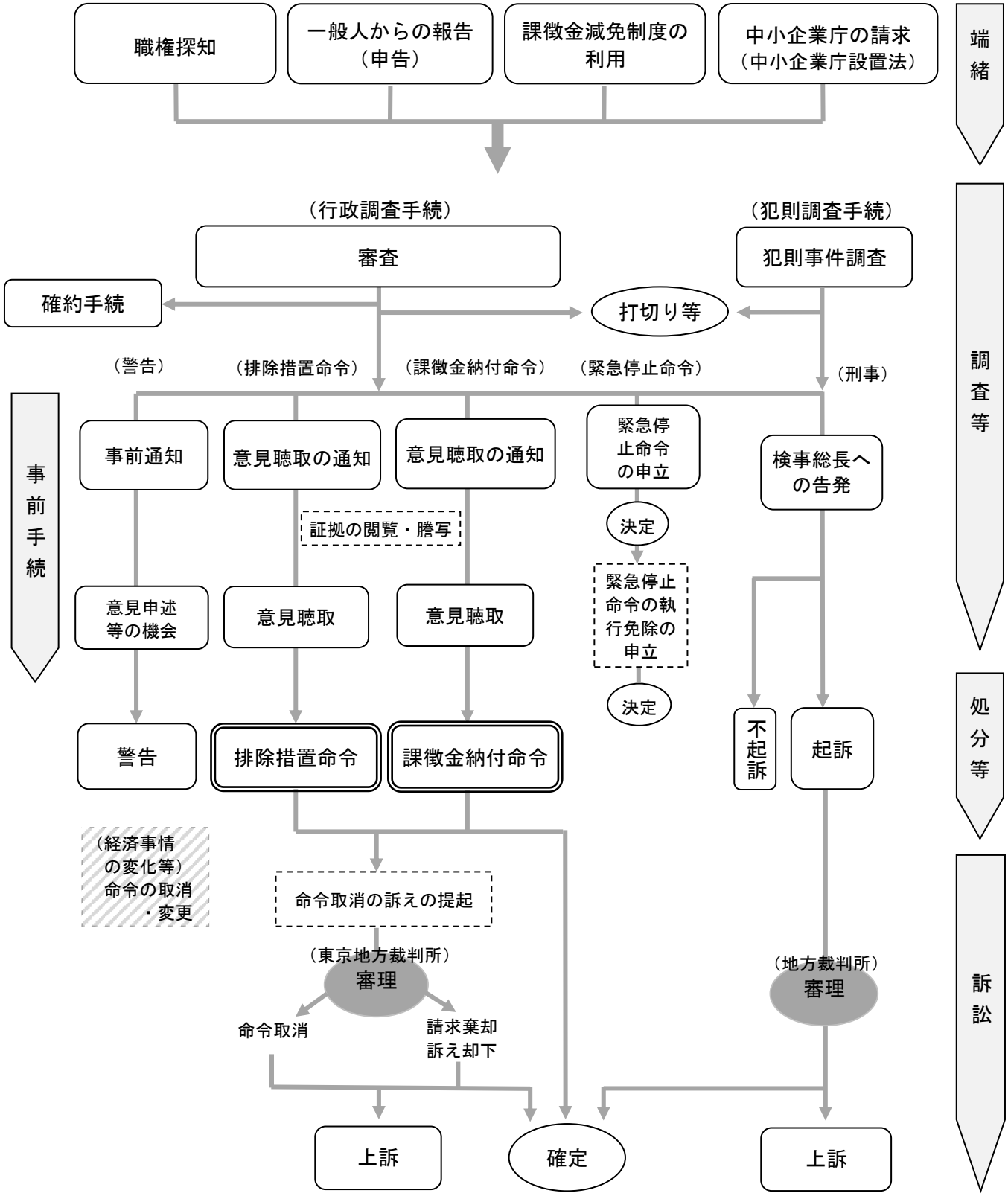

【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】

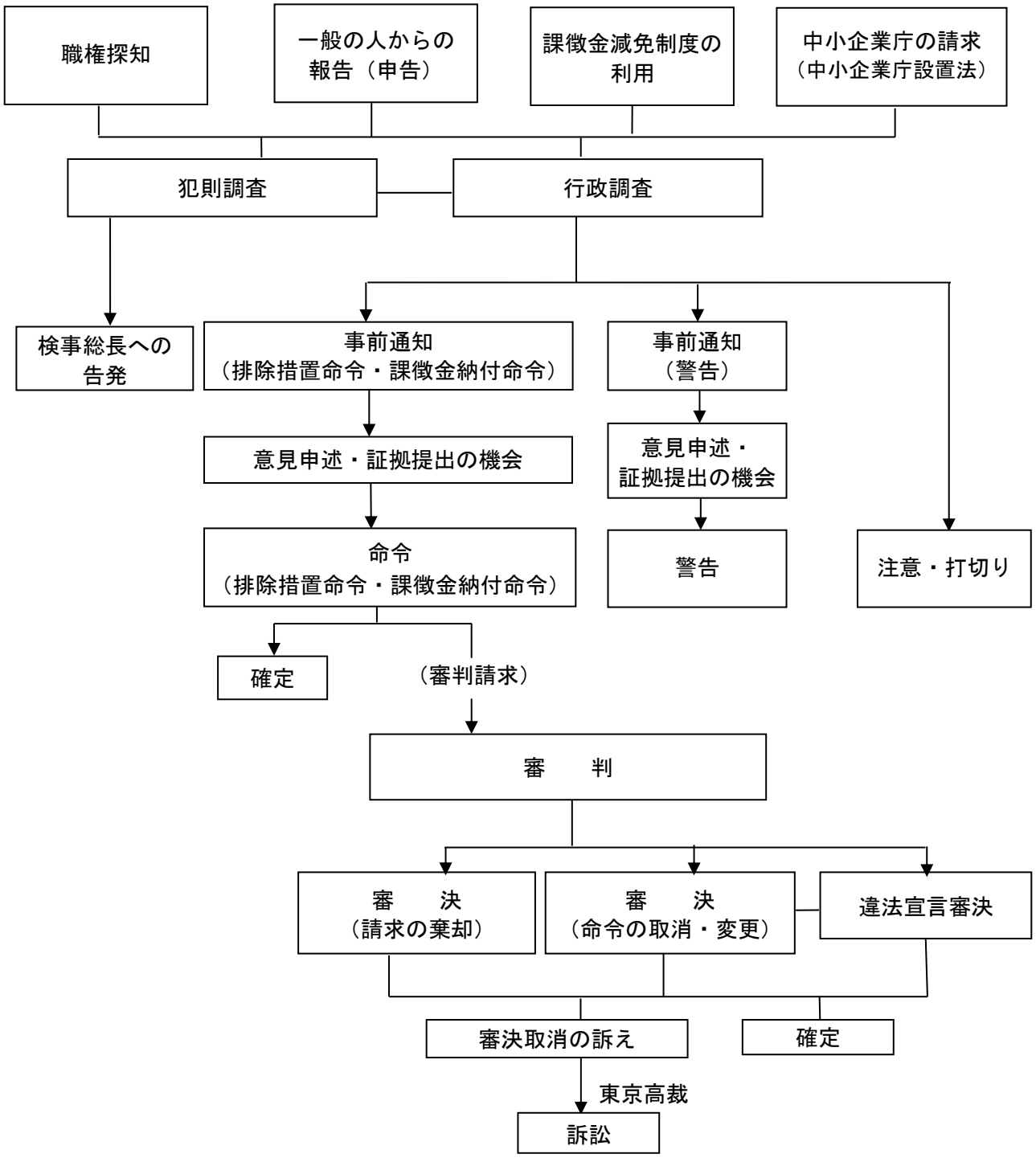

（注）　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし，同改正法附則第２条の規定により，平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき，排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には，なお従前の例によることとされている。